



全ト協発第38号(企)

令和2年4月27日

都道府県トラック協会
会長殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本克己

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示
及び関連通達の送付について

平素は、当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、貨物自動車運送事業法改正に伴う「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」につきまして、4月24日に別添のとおり国土交通省より告示されましたので、取り急ぎ、関連通達とともににお送りさせていただきます。

当協会では、ドライバーの労働条件改善に向け、「標準的な運賃」につきまして、荷主、事業者に広く周知を図ってまいりますので、貴協会におかれましても、本内容についてご理解頂き、傘下会員事業者の皆さまへの周知にご協力賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

【添付資料】

- 「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について」（通達）
(令和2年4月24日 国自貨第14号)
- 「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」告示
(令和2年4月24日 國土交通省告示第575号)
- (プレスリリース) 「トラック運送業に係る標準的な運賃を告示しました」

<本件問合せ先>

企画部 TEL: 03-3354-1037



国自貨第14号
令和2年4月24日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局貨物課長



一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について

今般、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の3第1項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定め、同条第2項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めた件（令和2年国土交通省告示第575号）のとおり告示を行ったところです。

これを踏まえ、設定した標準的な運賃に関して、別添のとおり各地方運輸局等に対し通知しましたので、ご連絡します。

貴協会におかれましては、都道府県トラック協会を通じ、傘下会員事業者に対して周知いただきますようお願ひいたします。

通達 (別添)

国自貨第14号
令和2年4月24日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
沖縄総合事務局運輸部長

] 殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について

今般、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の3第1項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定め、同条第2項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めた件（令和2年国土交通省告示第575号）のとおり告示を行ったところである。

これを踏まえ、設定した標準的な運賃に関して別紙のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について

トラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっている。こうした背景を踏まえ、運転者の労働条件の改善等を図る観点から、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(平成30年法律第96号)が制定され、「標準的な運賃の告示制度」(法附則第1条の3)が設けられたところである。

「標準的な運賃の告示制度」は、一般にトラック運送事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間の設定がされること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくに当たっては、法令を遵守して運営を行っていく際の参考となる運賃を示すことが効果的との趣旨により、令和5年度末までの時限措置として設けられたものである。

改正後の法附則第1条の3第1項においては、令和6年3月31日までの間、「国土交通大臣は、事業用自動車の運転者の労働条件を改善するとともに、一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、及びその担う貨物流通の機能の維持向上を図るため、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として、標準的な運賃を定めることができる。」と規定されている。

標準的な運賃の設定に当たっては、当該規定の趣旨に沿って、一般貨物自動車運送事業者の原価等の集計、運賃額の計算等を行い、同条第2項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めた件(令和2年国土交通省告示第575号)のとおり告示を行った。その基本的な考え方や、実際の適用方法等については以下のとおりである。

1. 標準的な運賃に係る基本的な考え方

(1) 運賃表の設計

前提として、以下の考え方に基づき運賃表の設計を行った。

① 対象となる運送契約

一般貨物自動車運送事業における代表的な運送契約として、積載量にかかわらず、車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提とし、距離制及び時間制の2種類の運賃表を策定した。

② 車型・車種

車型については、代表的なバン型の車両を前提とした。

車種については、代表的な分類として以下のとおり設定した。

- ・小型車(2tクラス)：最大積載量2トン未満の車両
- ・中型車(4tクラス)：最大積載量2トン以上かつ車両総重量11トン未満の車両
- ・大型車(10tクラス)：中型車(4tクラス)を超える車両(トレーラー(20tクラス)を除く。)
- ・トレーラー(20tクラス)：牽引車と被牽引車とを連結した車両であって最大積載量が20トン前後のもの

③ 地域差

人件費や物価等の地域差を考慮し、地方運輸局等のブロック（10 ブロック）単位で運賃表を策定した。

④ 運賃と料金の考え方

原則として運送の役務の対価としての運賃について設定することとし、運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用に係る料金（積込・取卸料、附帯業務料、有料道路利用料、フェリー利用料等）については、運賃表とは別に項目のみ規定することとした。ただし、待機時間料については、30 分を超える場合の 30 分ごとに生じる標準的な額を設定した。

⑤ 元請・下請の関係

標準的な運賃の計算に当たっては、いわゆる元請事業者の傭車費用等については考慮せず、実運送を行う場合に要する原価について計算を行った。

（2）適正原価・適正利潤

一般貨物自動車運送事業の実績等より能率的な経営を実施していると認められる運送事業者に対して各種原価等の調査を実施して得た結果（以下「原価調査結果」という。）を基に、年間・車両 1 両当たりの原価計算を行った。

① 固定費単価

走行距離にかかわらず、事業を行う上で固定的に発生する費用として、以下の項目ごとの年間費用（車両償却費、人件費、自動車関係税、自動車関係保険料、荷役関連費、借入金利息及び間接費（固定費相当額））を積算した額を年間労働時間で除して 1 時間当たり固定費を算出した。

【算定式】 (a～g の合計値) ÷ 年間労働時間（約 2,086 時間）

a 車両償却費

原価調査結果による車両の調達価格及び付属備品等の費用を合算した額を車両償却年数で除して、1 年間当たりの車両償却費を算出した。

なお、車両の償却年数については、車両の購入に係る融資の返済期間、車両のリース期間、車両の修繕費の上昇の傾向等の実態を踏まえ、経営環境の維持・改善を図ることができる環境を整えるとともに、運送事業者における安全・環境性能の高い車両への買替えの促進の観点から、5 年を基準とした。

【算定式】 (車両の調達価格 + 付属備品等の費用) ÷ 車両償却年数（5 年）

b 人件費

所定労働時間内の人件費（以下「基準内人件費」という。）は、時給単価に対し、原価調査により得られた車格ごとの人件費格差の比率（車格差率）、一定の福利厚生费率、年間労働時間を乗じて、1 年間当たりの人件費額を車格ごとに算出した。

なお、運転者の労働環境については、賃金水準が全産業平均より約 1 割～2 割低く、労働時間が全産業平均より約 2 割長い現状に鑑み、「運転者の労働条件の改善」という改正法の趣旨に基づき、時給単価については全産業の平均値

を基準として設定した。

また、年間労働時間については、週 40 時間の労働を前提とし、約 2,086 時間とした。

【算定式】時給単価×車格差率×（1+給与に対する福利厚生費率）×年間労働時間（約 2,086 時間）

c 自動車関係税

原価調査結果により、1年間当たりの自動車取得税額（自動車税環境性能割額）、自動車税額、自動車重量税額を算出した。

d 自動車関係保険料

原価調査結果により、1年間当たりの自動車損害賠償責任保険料、一般自動車損害保険料（任意保険料）を算出した。

e 荷役関連費用

原価調査結果により、1年間当たりの荷役関連の消耗品に係る費用を算出した。

f 借入金利息

原価調査対象事業者の実績値を用いて、1年間当たりの借入金利息額を算出した。

【算定式】ベースとなる資産（事業用固定資産額+運転資本額（営業費×4%））
×他人資本構成比×金利

g 間接費（固定費相当額）

間接費については、施設利用料、施設賦課税、事務員等の人物費、及び自動車以外の施設等の減価償却費等を見込むものとして、原価調査の対象事業者の実績値を用いて間接費率（年間総費用額に対する割合）を算出した上で、上記固定費に対応する1年間当たりの間接費の額を算出した。

【算定式】 {a～f の合計値（円/年）} ÷ {1 - 間接費率（%）} - {a～f の合計値（円/年）}

② 変動費単価

走行距離に比例して発生する費用として、以下の項目ごとの費用（燃料費、オイル費、タイヤ費、尿素水費、車検・修理費及び間接費（変動費相当額））を積算し、1km当たりの変動費を算出した。

h 燃料費

燃料費は、軽油単価の変動幅が大きいため、その変動分は燃料サーチャージにより收受することを前提として、全国一律 100 円/L を基準として、1 km 当たりの燃料費を算出した。

【算定式】軽油単価（100 円/L）÷燃費

i オイル費

原価調査結果により、1 km 当たりのオイル費を算出した。

【算定式】 {オイル単価（円/L）×オイル交換1回当たりオイル量（L）+オイル交換1回当たり工賃（円）} ÷ オイル交換1回当たり走行距離（km）

j タイヤ費

原価調査結果により、1km当たりのタイヤ費を算出した。

【算定式】 {タイヤ単価（円/本）×タイヤ交換1回当たり交換本数（本）+タイヤ交換1回当たり工賃（円）} ÷ タイヤ交換1回当たり走行距離（km）

k 尿素水費

原価調査結果により、1km当たりの尿素水費を算出した。

【算定式】 尿素水単価（円/L）÷尿素水1L当たり走行距離（km）

l 車検・修理費

原価調査結果により、1km当たりの車検・修理費を算出した。

【算定式】 {年間車検整備費（円/年）+年間一般修理費（円/年）} ÷ 年間走行距離（km）

m 間接費（変動費相当額）

上記の間接費率を用いて、上記変動費に対応する間接費額を算出した。

【算定式】 {h～lの合計値（円/km）} ÷ {1 - 間接費率（%）} - {h～lの合計値（円/km）}

③ 基準外人件費

基準外人件費（所定労働時間外の人件費）については、労働基準法に基づき、基準内人件費×1.25により算出した。

④ 適正利潤

自己資本に対する適正な利潤額を元に、運送原価に対する利益率を算出した。

【算定式】

適正利潤額：ベースとなる資産（事業用固定資産額+運転資本額（営業費×4%））×自己資本構成比×0.1 ÷ (1 - 利益課税率)

運送原価に対する利益率：適正利潤額÷運送原価

(3) 運賃額の計算方法

① 距離制運賃額

1運行当たりの運賃額の算出は、以下の計算式により算出した。

$$\left[(1\text{km当たり変動費}) \times (\text{走行距離}) + (1\text{時間当たり固定費}) \times (\text{所要所定内労働時間}) + (1\text{時間当たり基準外人件費}) \times (\text{所要所定外労働時間}) \right] \times (1 + \text{利益率})$$

1運行当たり走行距離については、標準的な運賃を設定するに当たって、帰り荷がない場合の運行においても帰路に要する必要な原価を確保することを前提と

しているため、実車キロ程（運賃表のキロ程）に2を乗じて算出した距離とした。

所要所定内労働時間については、走行時間のほか、一運行において通常発生することが想定される待機時間1時間（発地及び着地各30分間）及び通常必要となる点呼・法定点検等の運行準備に要する時間を含むこととしている（※）。

※平成11年の旧公示運賃（原価計算書の添付を要しない範囲として、平成2年の旧公示運賃を基準に上下20%の上限・下限を設定した運賃）においては、上記の時間に加えて積込み・取卸しに要する時間についても含むこととしており、考え方方が異なるため留意されたい。

また、長距離帯における時間外労働時間については、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されることを踏まえ、運行1日当たり約3.7時間が限度となるよう設定している。

なお、一定の中長距離帯においては、高速自動車国道など有料道路の走行を前提とした平均走行速度を使用して運賃額の計算を行っている。

② 時間制運賃額

契約する時間（8時間又は4時間）に応じて、時間制運賃を適用する場合に通常想定される1運行当たりの走行距離（以下「基礎走行距離」という。）及び基礎作業時間（8時間又は4時間）を設定した上で、基礎走行距離及び基礎作業時間の範囲内で運行する場合の運賃額（以下「基礎額」という。）を以下の式により設定した。

$$\left[\begin{array}{l} (1\text{ km当たり変動費}) \times (\text{基礎走行距離}) + \\ (1\text{ 時間当たり固定費}) \times (\text{基礎作業時間}) \end{array} \right] \times (1 + \text{利益率})$$

また、基礎走行距離を超えて運行する場合の加算額は1km当たり変動費に10kmを乗じた額に利益率を加味した額、基礎作業時間の範囲を超えて運行する場合の加算額は1時間当たり基準外人件費の額に利益率を加味した額として設定した。

なお、基礎走行距離については、時間制運賃を適用する場合における車両の走行速度の実態等を勘案し、8時間制について小型車は100km、小型車以外は130kmとし、4時間制について小型車は50km、小型車以外は60kmとした。

③ 待機時間料

トラック運送業において、発地又は着地における長時間に及ぶ荷待時間は、運転者の長時間労働の主な要因の一つとなっている。荷主の責により待機した時間に応じた料金を收受することで適正な対価を確保することができる環境を整えるとともに、荷待時間の削減など長時間労働の改善に向けて荷主と運送事業者が一体となった取組を進める環境を整えることを目的として、30分を超える荷待ちに係る待機時間料を設定した。

料金の算出に関しては、発地又は着地において待機時間が30分を超える場合における30分ごとの料金として、30分当たりの基準外人件費に利益率を加味して算出した。

2. 具体的な適用方法

標準的な運賃の設定に当たって想定している具体的な適用方法については、以下のとおりである。

(1) 適用する運送

標準的な運賃は、一般貨物自動車運送事業者が一般的なバン型車両を貸し切って運送する場合を念頭に、距離制運賃表及び時間制運賃表の2種類の運賃表を設定している。個々の運送についていずれの運賃表を適用するかについては、運送する貨物の種類、量、距離、交通事情及び運送に付帯する荷役作業などの諸条件を勘案し、荷主との契約の中で決定することとなる(※)。

※一般的には距離制運賃表が使用される場合が多いが、時間制運賃表が適用される代表的な場合としては、例えば、①走行キロは短いが、車両を時間的に拘束される場合、②大都市などの交通渋滞等によって運行効率が著しく低下する場合、③短距離を反復してピストン輸送する場合、等が考えられる。

また、標準的な運賃は、人件費や物価等の地域差を考慮し、下表のとおり各地方運輸局の管轄区域ごとに10ブロック別の運賃を設定している。運送事業者においては、運送を行う車両が配置されている営業所の所在地を管轄する各地方運輸局のブロックの運賃を参考に運賃を設定することとなる。

運輸局	管轄する都道府県
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
北陸信越	新潟県、富山県、石川県、長野県
中部	福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	沖縄県

(2) キロ程等の計算

(距離制運賃表)

距離制運賃表における運送キロ程の計算は、1車1回の運送で、発地で貨物を車両に積み込んでから、着地で車両から貨物を取り卸すまでのキロ程（貨物を積載して実際に走行したキロ程）による。したがって、事業者の営業所（車庫）から荷主より指定された積込場所までの往路空車回送区間及び取卸場所から復路空車回送区間のキロ程は運送キロ程の計算の対象とならない。

なお、運送の途中において、貨物の一部を積み卸した場合は最初に積込みを行った場所から、最後に取卸しを完了した場所までの実車キロ程によることとする。

(時間制運賃表)

時間制運賃表における走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到達したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでについて行う。

なお、4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、労働の実態、車両の使用効率からみて、以後の車両の使用が保証されないことを踏まえ、正午から起算した時間により加算額を計算することとしている。

(3) 特殊車両割増

一般貨物自動車運送事業において使用される車両については、運送を行う品目や運行の形態等に応じて様々なものが存在し、車両によって原価構造が異なる場合がある。

標準的な運賃においては一般的なバン型車両を念頭に運賃表を設計しているが、同様の構造の冷蔵・冷凍車を使用する場合については原価調査の結果に基づき割増率（2割）を設定している。当該冷蔵・冷凍車割増を適用する場面としては、生鮮食料品等の貨物を冷蔵・冷凍機能を活用して運送する場面等を想定している。

また、これ以外の特殊な車両を使用する場合については、上記の計算方法も参考にしつつ、別途原価計算を行うことが望ましい。

(4) 休日割増

標準的な運賃においては、休日割増として、人件費構成比及び法定割増率を参考に割増率（2割）を設定した。当該割増率を適用する基準運賃額は、日曜祝祭日の0時から24時の間に運送した距離に対応した運賃額となる。

(5) 深夜・早朝割増

標準的な運賃においては、深夜・早朝割増として、人件費構成比及び法定割増率を参考に割増率（2割）を設定した。当該割増率を適用する基準運賃額は、午後10時から午前5時の間に運送した距離に対応した運賃額となる。

(6) 待機時間料

待機時間料の設定の考え方は1. (3) ③のとおり。

実際の待機時間料の算定は、荷主との間で定められた場所及び時間に車両が到着してから、荷主側の責によって30分を超えて待機した場合において30分までごとに発生した待機時間に応じた料金を收受する。運送事業者側が約束の時間前に車両を到着させるような場合は荷主側の責によらないものであることから、待機時間料の算定の対象外となる。

なお、時間制運賃表の適用時における待機時間料については、原則として、基礎作業時間に係る基礎額及び基礎作業時間を超えた場合の加算額において收受することを想定している。

また、予め距離制運賃表を適用することとしていた運送において、予期せぬ渋滞等により運行が長期化し、追加的に人件費等の費用が生じるような場合については、原則として待機時間料の対象とはならないものであるが、荷主との合意を前提に、

待機時間料に準じて追加的に料金を收受することや、事後的に時間制運賃表により清算を行うこと等を妨げるものではない。

(7) 積込み料、取卸料、附帯業務料

標準的な運賃は、運送の役務に係る原価を前提として計算していることから、運送以外の役務として別途積込み、取卸しその他荷造り、仕分け、検収・検品等の附帯業務を行った場合には、運賃とは別にこれらに係る料金を收受する必要がある。

積込み、取卸しその他附帯業務に係る具体的な料金については、その作業・業務の内容に応じて要するコストが様々であるため、運送事業者において、適切に設定を行う必要がある。具体的な設定方法の例としては、上記待機時間料の設定も参考に、一定の人工費を基準として、作業の内容に応じて付加的に要する費用等を加味する手法などが考えられる。

(8) 実費

有料道路利用料、フェリー利用料等については、運賃とは別に実費として收受することとしている。

なお、旅費（運転者の宿泊費）のうち通常想定される平均的な額については、標準的な運賃の設定に当たって間接費額の計算の一環として原価に算入している。ただし、宿泊を伴う長距離運行が恒常に発生する場合など標準的な程度を超えて旅費が発生する場合においては、これを超える部分を実費として收受することは差し支えない。

(9) 燃料サーチャージ

告示VIIに規定する燃料サーチャージについては、別添のとおりとする。

標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を100円として算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も100円として設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」（平成24年5月16日最終改定）も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。

(10) その他

標準的な運賃の設定に当たって想定している主な適用方法は上記のとおりであるが、従来の商慣習上、運送に一定の資格や措置を要する場合など、個々の運送の実情によるコストの変動に応じて、上記に含まれない運賃計算方法の特例や、各種割増（※）・割引等が行われる場合がある。運送事業者においては、自ら行う運送の実態等に応じて適切な運賃表の適用方法を設定する必要がある。

※例：品目割増、特大品割増、冬期割増、悪路割増等

3. 標準的な運賃の活用に係る手続

標準的な運賃は、運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すものであることから、運送事業者がこれを活用するに当たっては、上記の原価及び利潤の考え方を参考としつつ、自らの運行実態等を踏まえて事業に係る原価及び利潤を計算した上で、実際に適用する運賃及び料金を設定し、運賃及び料金の種類、額並びに適用方法等について所定の届出を行う必要がある。また、原価の計算については、「原価計算要領について（平成6年自貨第12号）」も参考にされたい。

なお、標準的な運賃と同様の運賃を設定する場合には、運賃と料金とを区分して收受する旨が定められた運送約款として、独自に認可を受けた約款又は標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省告示第575号。平成31年3月8日最終改正）を使用し、運賃及び料金と併せて掲示を行う必要がある。

4. 行政処分等との関係

標準的な運賃は、運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すものであり、標準的な運賃と異なる運賃を收受したことのみをもって罰則が科されるなどペナルティを伴うものでない。

しかしながら、運送事業者において、社会保険に加入せず不当に原価を抑えて事業を行うなどの法令違反が確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年国自安第73号・国自貨第77号・国自整第67号）」による行政処分を行う。

また、荷主が一方的に、設定した運賃額より低い運賃で運送委託等を行う等により、下請法・独占禁止法に違反する場合には、これらの法律に基づく処分の対象となるほか、不当に低い運賃額の支払いが運送事業者における過労運転・過積載運行を招くなど、荷主の行為が運送事業者の法令違反の原因となるおそれがある場合には、関係行政機関の長と連携し、法附則第1条の2による荷主への働きかけ等を行う。

別添

燃料サーチャージについて

1. 以下の算出方法による。

基 準 価 格 : 100.0 円 スタンド価格による。

改訂する刻み幅 : 5.0 円

改 定 条 件 : 改定の刻み幅 5.0 円/L の幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

廃 止 条 件 : 軽油価格が 100.0 円/L を下回った時点で、翌月から廃止する。

計 算 式 : (距離制運賃)

走行距離 (km) ÷燃費 (km/L) ×算出上の燃料価格上昇額 (円/L)
(時間制運賃)

平均走行距離 (km) ÷燃費 (km/L) ×算出上の燃料価格上昇額 (円/L)

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の上昇額テーブルは下表のとおり。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ 算出上の代表価格	上昇額
基準価格	100.00 円	—
～ 100.00 円		廃止
100.00 超 ～ 105.00 円	102.50 円	2.5 円
105.00 超 ～ 110.00 円	107.50 円	7.5 円
110.00 超 ～ 115.00 円	112.50 円	12.5 円
115.00 超 ～ 120.00 円	117.50 円	17.5 円
120.00 超 ～ 125.00 円	122.50 円	22.5 円
125.00 超 ～ 130.00 円	127.50 円	27.5 円
130.00 超 ～ 135.00 円	132.50 円	32.5 円
135.00 超 ～ 140.00 円	137.50 円	37.5 円
140.00 超 ～ 145.00 円	142.50 円	42.5 円
145.00 超 ～ 150.00 円	147.50 円	47.5 円
150.00 超 ～ 155.00 円	152.50 円	52.5 円
155.00 超 ～ 160.00 円	157.50 円	57.5 円
160.00 超 ～ 165.00 円	162.50 円	62.5 円
165.00 超 ～ 170.00 円	167.50 円	67.5 円
170.00 超 ～ 175.00 円	172.50 円	72.5 円
175.00 超 ～ 180.00 円	177.50 円	77.5 円
180.00 超 ～ 185.00 円	182.50 円	82.5 円

※ 代表価格は、刻み幅の 0.5 倍の額を基準価格に加算した額とした。

※ 上昇額は、(代表価格 - 基準価格) とした。

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおり。

車種	燃費
小型車（2tクラス）	〇〇 km/L
中型車（4tクラス）	〇〇 km/L
大型車（10tクラス）	〇〇 km/L
トレーラー（20tクラス）	〇〇 km/L

4. 時間制運賃を算出するまでの条件（平均走行距離）は以下のとおり。

車種	8時間制	4時間制
小型車（2tクラス）	100km	50km
中型車（4tクラス）	130km	130km
大型車（10tクラス）	130km	130km
トレーラー（20tクラス）	130km	130km

5. 端数処理等

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

○ 國十校運輸局長新規面面に付
近機動車運送規則(平成 20 年 4 月 1 日)施行
令和 2 年 4 月 24 日
1 距離別運賃表

北海道運輸局

(単位 : 円)

キロ程	車種別	(2t クラス)	(4t クラス)	(10t クラス)	(20t クラス)
10km	12,450	14,480	18,610	23,280	
20km		13,980	16,290	21,080	26,500
30km		15,510	18,100	23,550	29,710
40km		17,050	19,910	26,010	32,930
50km		18,580	21,710	28,480	36,150
60km		20,120	23,520	30,940	39,370
70km		21,650	25,330	33,410	42,580
80km		23,180	27,140	35,870	45,800
90km		24,720	28,940	38,340	49,020
100km		26,250	30,750	40,800	52,240
110km		27,780	32,530	43,190	55,340
120km		29,310	34,310	45,570	58,470
130km		30,840	36,090	47,960	61,550
140km		32,370	37,870	50,350	64,650
150km		33,900	39,650	52,730	67,760
160km		35,430	41,430	55,120	70,860

東北運輸局

(単位 : 円)

キロ程	車種別	(2t クラス)	(4t クラス)	(10t クラス)	(20t クラス)
10km		11,980	13,970	18,050	22,600
20km		13,470	15,740	20,470	25,760
30km		14,960	17,500	22,880	28,920
40km		16,460	19,270	25,340	32,080
50km		17,950	21,030	27,720	35,240
60km		19,450	22,800	30,130	38,400
70km		20,940	24,560	32,550	41,560
80km		22,430	26,330	34,970	44,720
90km		23,930	28,090	37,390	47,870
100km		25,420	29,860	39,840	51,030
110km		26,910	31,590	42,140	54,080
120km		28,400	33,330	44,480	57,120
130km		29,890	35,060	46,810	60,170
140km		31,370	36,890	49,150	63,210
150km		32,860	38,530	51,490	66,260
160km		34,350	40,270	53,820	69,300

170km	36,950	43,210	57,500	73,970
180km	38,480	44,990	59,890	77,070
190km	40,010	46,770	62,270	80,170
200km	41,540	48,540	64,660	83,280
200kmを超えて500kmまで20kmを増すことに加算する金額	3,050	3,530	4,700	6,110
500kmを超えて50kmを増すことに加算する金額	7,610	8,810	11,740	15,270

関東運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別		車種別		車種別	
	(2tクラス)	(4tクラス)	(中型車)	(大型車)	(トレーラー)	(20tクラス)
10km	15,790	18,060	22,540	27,940	10km	12,530
20km	17,600	20,160	25,330	31,550	20km	14,070
30km	19,410	22,270	28,120	35,160	30km	15,600
40km	21,220	24,370	30,920	38,770	40km	17,140
50km	23,040	26,480	33,710	42,380	50km	18,680
60km	24,850	28,580	36,500	45,990	60km	20,220
70km	26,660	30,690	39,290	49,600	70km	21,760
80km	28,470	32,790	42,090	53,200	80km	23,300
90km	30,280	34,890	44,880	56,810	90km	24,840
100km	32,090	37,000	47,570	60,420	100km	26,380
110km	33,910	39,090	50,390	63,930	110km	27,910
120km	35,730	41,170	53,110	67,430	120km	29,450
130km	37,550	43,260	55,830	70,940	130km	30,980
140km	39,360	45,340	58,550	74,440	140km	32,520
150km	41,180	47,430	61,270	77,950	150km	34,050
160km	43,000	49,510	64,000	81,460	160km	35,590
170km	44,820	51,600	66,720	84,960	170km	37,120
180km	46,630	53,690	69,440	88,460	180km	38,660
190km	48,450	55,770	72,160	91,970	190km	40,190

北陸信越運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別		車種別		車種別	
	(2tクラス)	(4tクラス)	(中型車)	(大型車)	(トレーラー)	(20tクラス)
10km	12,530	14,560	18,680	23,360	10km	12,530
20km	14,070	16,370	21,150	26,580	20km	14,070
30km	15,600	18,190	23,620	29,800	30km	15,600
40km	17,140	20,000	26,090	33,020	40km	17,140
50km	18,680	21,810	28,560	36,240	50km	18,680
60km	20,220	23,630	31,030	39,460	60km	20,220
70km	21,760	25,440	33,500	42,690	70km	21,760
80km	23,300	27,250	35,970	45,910	80km	23,300
90km	24,840	29,060	38,440	49,130	90km	24,840
100km	26,380	30,380	40,910	52,350	100km	26,380
110km	27,910	32,660	43,300	55,460	110km	27,910
120km	29,450	34,450	45,690	58,570	120km	29,450
130km	30,980	36,230	48,080	61,680	130km	30,980
140km	32,520	38,020	50,470	64,790	140km	32,520
150km	34,050	39,800	52,870	67,900	150km	34,050
160km	35,590	41,590	55,260	71,010	160km	35,590
170km	37,120	43,370	57,650	74,120	170km	37,120
180km	38,660	45,160	60,040	77,220	180km	38,660
190km	40,190	46,940	62,430	80,330	190km	40,190

200km	50,270	55,860	74,880	95,470
200km を超えて 500km まで 20km を算入することに加算する金額	3,630	4,140	5,370	6,910
500km を超えて 50km を増すことに加算する金額	9,070	10,360	13,430	17,280

内陸運輸局

(単位 : 円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		14,390	16,530	20,790	25,350
20km		16,080	18,500	23,480	29,270
30km		17,770	20,480	26,070	32,390
40km		19,460	22,450	28,710	36,110
50km		21,150	24,420	31,350	39,530
60km		22,840	26,390	33,990	42,950
70km		24,530	28,370	36,630	46,370
80km		26,220	30,340	39,270	49,790
90km		27,910	32,310	41,910	53,210
100km		29,600	34,280	44,550	56,630
110km		31,290	36,240	47,120	59,950
120km		32,980	38,190	49,690	63,270
130km		34,670	40,140	52,250	66,580
140km		36,370	42,090	54,820	69,900
150km		38,060	44,040	57,390	73,220
160km		39,750	45,990	59,960	76,540
170km		41,450	47,940	62,520	79,850
180km		43,140	49,900	65,980	83,170
190km		44,830	51,850	67,660	86,490
200km		46,520	53,800	70,230	89,810

近畿運輸局

(単位 : 円)

		中間運輸局			
		(単位: 円)			
キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー ^ト (20tクラス)
10km	13,000	15,060	19,220	23,980	
20km	14,580	16,920	21,730	27,260	
30km	16,160	18,770	24,240	30,530	
40km	17,740	20,620	26,750	33,800	
50km	19,310	22,480	29,270	37,070	
60km	20,890	24,330	31,780	40,310	
70km	22,470	26,180	34,290	43,610	
80km	24,050	28,040	36,800	46,880	
90km	25,620	29,890	39,320	50,150	
100km	27,200	31,740	41,830	53,420	
110km	28,770	33,570	44,260	56,580	
120km	30,350	35,400	46,740	59,740	
130km	31,930	37,230	49,130	62,910	
140km	33,500	39,050	51,570	66,070	
150km	35,080	40,880	54,000	69,230	
160km	36,650	42,710	56,440	72,390	
170km	38,230	44,540	58,870	75,550	
180km	39,800	46,360	61,310	78,710	
190km	41,380	48,190	63,740	81,870	
200km	42,950	50,020	66,180	85,030	
200kmを超えて500kmまで20kmを増すことに加算する金額	3,140	3,620	4,800	6,220	
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	7,850	9,060	11,990	15,560	

		西日本運輸局			
		(単位: 円)			
キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー ^ト (20tクラス)
20km	3,370	3,870	5,070	6,540	6,550
50kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,430	9,680	12,660	16,310	16,370

		四国運輸局			
		(単位: 円)			
キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー ^ト (20tクラス)
20km	3,370	3,870	5,070	6,540	6,550
50kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,430	9,680	12,660	16,310	16,370
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,370	3,870	5,070	6,540	6,550
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	7,530	8,730	11,640	15,130	

九州運輸局

(単位:円)

沖縄総合事務局

(単位:円)

		九州運輸局			
		沖縄総合事務局			
キロ程	車種別	小型車	中型車	大型車	トレー クラス
		(2tクラス)	(4tクラス)	(10tクラス)	(20tクラス)
10km	12,370	14,370	18,430	23,040	
20km	13,890	16,160	20,870	26,230	
30km	15,410	17,960	23,320	29,410	
40km	16,930	19,750	25,760	32,640	
50km	18,460	21,550	28,210	35,790	
60km	19,980	23,340	30,650	38,980	
70km	21,500	25,130	33,090	42,160	
80km	23,020	26,930	35,540	45,350	
90km	24,540	28,720	37,980	48,540	
100km	26,070	30,520	40,430	51,720	
110km	27,580	32,280	42,780	54,840	
120km	29,100	34,050	45,160	57,880	
130km	30,620	35,820	47,520	60,960	
140km	32,140	37,580	49,890	64,030	
150km	33,660	39,350	52,260	67,110	
160km	35,180	41,120	54,620	70,190	
170km	36,700	42,880	56,990	73,260	
180km	38,210	44,650	59,360	76,340	
190km	39,730	46,410	61,720	79,420	
200km	41,250	48,180	64,090	82,500	
200kmを越えて500kmまで 算する金額	3,020	3,500	4,660	6,050	
500kmを超えて500kmを 算する金額	7,560	8,750	11,650	15,140	

		九州運輸局			
		沖縄総合事務局			
車種別	局別	小型車	中型車	大型車	トレー クラス
		(2tクラス)	(4tクラス)	(10tクラス)	(20tクラス)
北海道	31,100	37,260	48,530	61,240	
東北	29,970	36,050	47,170	59,670	

II 時間制運賃表

(単位:円)

金曜日 4月 24年 2令

北海道	2,850	2,990	3,200	3,780
東北	2,720	2,850	3,050	3,600
関東	3,820	4,000	4,280	5,060
北陸・信越	2,880	3,020	3,230	3,820
中部	3,430	3,590	3,850	4,550
近畿	3,400	3,560	3,810	4,510
中国	3,020	3,160	3,390	4,000
四国	2,810	2,940	3,150	3,730
九州	2,840	2,980	3,190	3,770
沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300

III 通常割増率

[特殊車両割増]

冷蔵車・冷凍車

2割

[休日割増]

日曜日祭日に運送した距離に限る

2割

[深夜・早朝割増]

午後10時から午前5時までに運送した距離

2割

IV 待機時間料

時間	車種別 (2tクラス)	小型車 (4tクラス)	中型車 (10tクラス)	大型車 (20tクラス)
30分を超える場合において 30分までごとに発生する金 額	1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

V 貨物料、取扱料、附帯業務料
積込み、取扱しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受

VI 実費

石料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受
燃料サーチャージ
別に定めるところにより取扱

VII その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に關し必要な事項は、別に定める。



令和2年4月24日
自動車局貨物課

トラック運送業に係る標準的な運賃を告示しました

～持続可能な物流の実現に向けて、取引の適正化・労働条件の改善を進めます～

改正貨物自動車運送事業法により設けられた「標準的な運賃の告示制度」に基づき、本日、標準的な運賃の告示を行いました。法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すことにより、トラック運送業における取引の適正化・労働条件の改善を促進します。

1. 背景

トラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっています。

こうした背景を踏まえ、運転者の労働条件の改善等を図るため、一昨年末、議員立法により、①規制の適正化、②事業者が遵守すべき事項の明確化、③荷主対策の深度化、④標準的な運賃の告示制度の導入を内容とする貨物自動車運送事業法の改正が行われました（※）。

※①・②については令和元年11月1日に、③については同年7月1日に施行済み。

このうち、「標準的な運賃の告示制度」は、一般にトラック事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくに当たっては、法令を遵守して持続的に事業を行っていくための参考となる運賃を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられたものです。

2. 概要

標準的な運賃の告示制度については、国土交通省において、全国のトラック事業者の原価データの集計、適正な原価等の算出に係る作業等を行い、策定した標準的な運賃の案について、本年2月26日付けで運輸審議会への諮問を行ったところです。

同審議会における審理及び4月14日付けの同審議会からの答申（※）を踏まえ、本日、別紙のとおり一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示を行いました（詳細は別紙「概要資料」を参照ください）。

※参考：運輸審議会答申（報道発表）

https://www.mlit.go.jp/report/press/unyu00_hh_000196.html

今後、トラック運送業における取引の適正化を通じて運転者の労働条件が改善され、持続可能な物流を実現できるよう、トラック事業者及び荷主向けに広く周知等を行ってまいります。

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局貨物課 柳瀬、吉見、山城

TEL：03-5253-8111（内線：41333、41323）、03-5253-8575（直通） FAX：03-5253-1637

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(議員立法)の概要 (平成30年法律第96号)



国土交通省

改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るために規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間が設定される(=働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その扱い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

改正の概要

1. 規制の適正化

① 欠格期間の延長等

- 法令に違反した者等の参入の厳格化
- 欠格期間の延長(2年⇒5年)
- 廻分逃れのため自主廃業を行った者が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等

② 许可の基準の明確化

- 以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化
- 安全性確保(車両の点検・整備の確實な実施等)
- 事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等)
- 事業の継続遂行のための経済的基礎(資金) 等

③ 約款の認可基準の明確化

- 荷待ち時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化
- 原則として運賃と料金とを分別して收受
- 「運賃」:運送の対価 「料金」:運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

① 輸送の安全に係る義務の明確化

事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- 車庫の整備・管理
- 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

【公布日 : 平成30年12月14日】

3. 荷主対策の深化

※「荷主」には元請事業者も含まれる。

- トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難(例:過労運転、過積載等)
→ 荷主の理解・協力のもとで働き方改革・法令遵守を進めることができるように、以下の改正を実施

① 荷主の配慮義務の新設

- トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

② 荷主勧告制度(既存)の強化

- 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- 荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

③ 國土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【令和5年度末までの時限措置】

- (1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合
→ ① 國土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有
② 國土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための動きかけ
- (2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合
→ 國土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請
- (3) 要請をしてもなお改善されない場合
→ 國土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告十公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合 → 公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入

【令和5年度末までの時限措置】

- 【背景】荷主への交渉力が弱い等
→ 必要なコストに見合った対価を收受しにくく
結果として法令遵守しながらの持続的な運営が効果的
→ 法令遵守して運営する際の参考となる 國土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

- ドライバーの労働条件の改善等を図るため、法令を遵守して持続的に事業を運営するための参考となる運賃を示すことが効果的との趣旨により、「標準的な運賃の告示制度」が創設。
- 標準的な運賃は、①トラック事業の能率的な経営の下における適正な原価に、②適正な利潤を加えたものを基準。原価の算定に当たっては、①ドライバーの賃金を全産業の標準的水準に是正することと、②コンプライアンスを確保できることを前提。

1. 運賃表の設計方針

○ 運賃表の基本

⇒ 貸切（チャーター）を前提として、(1)距離制、(2)時間制の双方の運賃表を策定。また、上限・下限の幅は設けず統一的な運賃を設定。

○ 車種等の違い

⇒ 車格別（2t, 4t, 10t, 20t）について設定。
　　・ ドライバーカー型のトラックを基準として算出。※冷凍・冷蔵のバン型車については割増率を設定

○ 地域差 ⇒ 地方運輸局ロック単位で運賃表を策定。

2. 運賃と料金の考え方

⇒ 料金（待機時間料、高速道路料金、フェリー料金、燃料サーチャージ等）については、運賃表とは別に項目を規定。
※待機時間料には、30分を超える場合の1時間当たりの標準的な料金を設定（30分以内の待機時間に係る費用は固定費に算入）。

3. 「適正な原価」の考え方

○ 元請け・下請けの関係

⇒ 実運送事業にかかる原価等を基準に運賃を算出。

○ 減価償却費（車両）

⇒ 法定期間とリース期間・融資期間等の実態を加味し、
　　5年での償却を前提に算出。

○ 人件費

⇒ 全産業平均の時間当たりの単価を基準。

4. 「適正な利潤」の考え方

⇒ 経常利益（営業外収入を除く。）として一定水準確保できるよう、自己資本に対する適正な利潤額を算定。

標準的な運賃表(距離制運賃表:北海道・東北)

I 距離制運賃表

北海道運輸局

I 距離制運賃表

東北運輸局

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	12,450	14,480	18,610	23,280	10km	11,980	13,970	18,050
20km	13,980	16,290	21,080	26,500	20km	13,470	15,740	20,470
30km	15,510	18,100	23,550	29,710	30km	14,960	17,500	22,880
40km	17,050	19,910	26,010	32,930	40km	16,460	19,270	25,300
50km	18,580	21,710	28,480	36,150	50km	17,950	21,030	27,720
60km	20,120	23,520	30,940	39,370	60km	19,450	22,800	30,130
70km	21,650	25,330	33,410	42,580	70km	20,940	24,560	32,550
80km	23,180	27,140	35,870	45,800	80km	22,430	26,330	34,970
90km	24,720	28,940	38,340	49,020	90km	23,930	28,090	37,390
100km	26,250	30,750	40,800	52,240	100km	25,420	29,860	39,800
110km	27,780	32,530	43,190	55,340	110km	26,910	31,590	42,140
120km	29,310	34,310	45,570	58,440	120km	28,400	33,330	44,480
130km	30,840	36,090	47,960	61,550	130km	29,880	35,060	46,810
140km	32,370	37,870	50,350	64,650	140km	31,370	36,800	49,150
150km	33,900	39,650	52,730	67,760	150km	32,860	38,530	51,490
160km	35,430	41,430	55,120	70,860	160km	34,350	40,270	53,820
170km	36,950	43,210	57,500	73,970	170km	35,840	42,010	56,160
180km	38,480	44,990	59,890	77,070	180km	37,320	43,740	58,500
190km	40,010	46,770	62,270	80,170	190km	38,810	45,480	60,830
200km	41,540	48,540	64,660	83,280	200km	40,300	47,210	63,170
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,050	3,530	4,700	6,110	200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	2,960	3,440	4,600
500kmを超えて500kmを増すごとに加算する金額	7,610	8,810	11,740	15,270	500kmを超えて500kmを増すごとに加算する金額	7,410	8,590	11,500
								14,970

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	12,450	14,480	18,610	23,280	10km	11,980	13,970	18,050
20km	13,980	16,290	21,080	26,500	20km	13,470	15,740	20,470
30km	15,510	18,100	23,550	29,710	30km	14,960	17,500	22,880
40km	17,050	19,910	26,010	32,930	40km	16,460	19,270	25,300
50km	18,580	21,710	28,480	36,150	50km	17,950	21,030	27,720
60km	20,120	23,520	30,940	39,370	60km	19,450	22,800	30,130
70km	21,650	25,330	33,410	42,580	70km	20,940	24,560	32,550
80km	23,180	27,140	35,870	45,800	80km	22,430	26,330	34,970
90km	24,720	28,940	38,340	49,020	90km	23,930	28,090	37,390
100km	26,250	30,750	40,800	52,240	100km	25,420	29,860	39,800
110km	27,780	32,530	43,190	55,340	110km	26,910	31,590	42,140
120km	29,310	34,310	45,570	58,440	120km	28,400	33,330	44,480
130km	30,840	36,090	47,960	61,550	130km	29,880	35,060	46,810
140km	32,370	37,870	50,350	64,650	140km	31,370	36,800	49,150
150km	33,900	39,650	52,730	67,760	150km	32,860	38,530	51,490
160km	35,430	41,430	55,120	70,860	160km	34,350	40,270	53,820
170km	36,950	43,210	57,500	73,970	170km	35,840	42,010	56,160
180km	38,480	44,990	59,890	77,070	180km	37,320	43,740	58,500
190km	40,010	46,770	62,270	80,170	190km	38,810	45,480	60,830
200km	41,540	48,540	64,660	83,280	200km	40,300	47,210	63,170
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,050	3,530	4,700	6,110	200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	2,960	3,440	4,600
500kmを超えて500kmを増すごとに加算する金額	7,610	8,810	11,740	15,270	500kmを超えて500kmを増すごとに加算する金額	7,410	8,590	11,500
								14,970

標準的な運賃(距離制運賃表:関東・北陸信越)



I 距離制運賃表

関東運輸局

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー ^{トランクラス} (20トンクラス)
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160
40km	21,220	24,370	30,920	38,770
50km	23,040	26,480	33,710	42,380
60km	24,850	28,580	36,500	45,990
70km	26,660	30,690	39,290	49,600
80km	28,470	32,790	42,090	53,200
90km	30,280	34,890	44,880	56,810
100km	32,090	37,000	47,670	60,420
110km	33,910	39,090	50,390	63,930
120km	35,730	41,170	53,110	67,430
130km	37,550	43,260	55,830	70,940
140km	39,360	45,340	58,550	74,440
150km	41,180	47,430	61,270	77,950
160km	43,000	49,510	64,000	81,450
170km	44,820	51,600	66,720	84,960
180km	46,630	53,690	69,440	88,460
190km	48,450	55,770	72,160	91,970
200km	50,270	57,860	74,880	95,470
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,630	4,140	5,370	6,910
500kmを超えて500kmを増すごとに加算する金額	9,070	10,360	13,430	17,280

I 距離制運賃表

北陸信越運輸局

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー ^{トランクラス} (20トンクラス)
10km	10km	12,530	14,560	18,680
20km	20km	14,070	16,370	21,150
30km	30km	15,600	18,190	23,620
40km	40km	17,140	20,000	26,090
50km	50km	18,680	21,810	28,560
60km	60km	20,220	23,630	31,030
70km	70km	21,760	25,440	33,500
80km	80km	23,300	27,250	35,970
90km	90km	24,840	29,060	38,440
100km	100km	26,380	30,880	40,910
110km	110km	27,910	32,660	43,300
120km	120km	29,450	34,450	45,690
130km	130km	30,980	36,230	48,080
140km	140km	32,520	38,020	50,470
150km	150km	34,050	39,800	52,870
160km	160km	35,590	41,590	55,260
170km	170km	37,120	43,370	57,650
180km	180km	38,660	45,160	60,040
190km	190km	40,190	46,940	62,430
200km	200km	41,730	48,730	64,820
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,060	3,540	4,710	6,120
500kmを超えて500kmを増すごとに加算する金額	7,640	8,850	11,770	15,290

標準的な運賃(距離制運賃表:中部・近畿)

国土交通省

I 距離制運賃表

中部運輸局

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	14,390	16,530	20,790	25,850
20km	16,080	18,500	23,430	29,270
30km	17,770	20,480	26,070	32,690
40km	19,460	22,450	28,710	36,110
50km	21,150	24,420	31,350	39,530
60km	22,840	26,390	33,990	42,950
70km	24,530	28,370	36,630	46,370
80km	26,220	30,340	39,270	49,790
90km	27,910	32,310	41,910	53,210
100km	29,600	34,280	44,550	56,630
110km	31,290	36,240	47,120	59,950
120km	32,980	38,190	49,690	63,270
130km	34,670	40,140	52,250	66,580
140km	36,370	42,090	54,820	69,900
150km	38,060	44,040	57,390	73,220
160km	39,750	45,990	59,960	76,540
170km	41,450	47,940	62,520	79,850
180km	43,140	49,900	65,090	83,170
190km	44,830	51,850	67,660	86,490
200km	46,520	53,800	70,230	89,810
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,380	3,870	5,070	6,540
500kmを超えて500kmを増すごとに加算する金額	8,440	9,680	12,660	16,340

I 距離制運賃表

近畿運輸局

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	10km	14,330	16,490	20,790
20km	20km	16,020	18,460	23,430
30km	30km	17,710	20,430	26,080
40km	40km	19,400	22,400	28,720
50km	50km	21,090	24,380	31,370
60km	60km	22,770	26,350	34,010
70km	70km	24,460	28,320	36,650
80km	80km	26,150	30,290	39,300
90km	90km	27,840	32,270	41,940
100km	100km	29,530	34,240	44,590
110km	110km	31,220	36,190	47,160
120km	120km	32,910	38,140	49,730
130km	130km	34,600	40,090	52,300
140km	140km	36,290	42,040	54,870
150km	150km	37,980	43,990	57,440
160km	160km	39,670	45,940	60,010
170km	170km	41,360	47,890	62,580
180km	180km	43,050	49,840	65,150
190km	190km	44,740	51,790	67,720
200km	200km	46,430	53,740	70,290
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額		3,370	3,870	5,070
500kmを超えて500kmを増すごとに加算する金額	8,440	9,680	12,670	16,370

標準的な運賃(距離制運賃表:中国・四国)



I 距離制運賃表

中国運輸局

I 距離制運賃表

四国運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別		大型車		小型車		中型車		大型車	
	(2トンクラス)	(4トンクラス)	(10トンクラス)	(20トンクラス)	(2トンクラス)	(4トンクラス)	(10トンクラス)	(20トンクラス)	(2トンクラス)	(4トンクラス)
10km	13,000	15,060	19,220	23,980	10km	12,280	14,290	18,380	22,990	トヨラー (20トンクラス)
20km	14,580	16,920	21,730	27,260	20km	13,800	16,080	20,830	26,180	トヨラー (20トンクラス)
30km	16,160	18,770	24,240	30,530	30km	15,320	17,870	23,270	29,370	トヨラー (20トンクラス)
40km	17,740	20,620	26,750	33,800	40km	16,840	19,660	25,710	32,560	トヨラー (20トンクラス)
50km	19,310	22,480	29,270	37,070	50km	18,350	21,450	28,160	35,750	トヨラー (20トンクラス)
60km	20,890	24,330	31,780	40,340	60km	19,870	23,250	30,600	38,940	トヨラー (20トンクラス)
70km	22,470	26,180	34,290	43,610	70km	21,390	25,040	33,040	42,130	トヨラー (20トンクラス)
80km	24,050	28,040	36,800	46,880	80km	22,910	26,830	35,490	45,320	トヨラー (20トンクラス)
90km	25,620	29,890	39,320	50,150	90km	24,420	28,620	37,930	48,510	トヨラー (20トンクラス)
100km	27,200	31,740	41,830	53,420	100km	25,940	30,410	40,370	51,700	トヨラー (20トンクラス)
110km	28,770	33,570	44,260	56,580	110km	27,460	32,170	42,740	54,770	トヨラー (20トンクラス)
120km	30,350	35,400	46,700	59,740	120km	28,970	33,930	45,100	57,850	トヨラー (20トンクラス)
130km	31,930	37,230	49,130	62,910	130km	30,480	35,690	47,460	60,930	トヨラー (20トンクラス)
140km	33,500	39,050	51,570	66,070	140km	32,000	37,450	49,830	64,000	トヨラー (20トンクラス)
150km	35,080	40,880	54,000	69,230	150km	33,510	39,210	52,190	67,080	トヨラー (20トンクラス)
160km	36,650	42,710	56,440	72,390	160km	35,020	40,980	54,560	70,160	トヨラー (20トンクラス)
170km	38,230	44,540	58,870	75,550	170km	36,540	42,740	56,920	73,230	トヨラー (20トンクラス)
180km	39,800	46,360	61,310	78,710	180km	38,050	44,500	59,290	76,310	トヨラー (20トンクラス)
190km	41,380	48,190	63,740	81,870	190km	39,560	46,260	61,650	79,390	トヨラー (20トンクラス)
200km	42,950	50,020	66,180	85,030	200km	41,080	48,020	64,010	82,470	トヨラー (20トンクラス)
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,140	3,620	4,800	6,220	200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,010	3,490	4,650	6,050	トヨラー (20トンクラス)
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	7,850	9,060	11,990	15,560	500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	7,530	8,730	11,640	15,130	トヨラー (20トンクラス)

(単位:円)

キロ程	車種別		大型車		小型車		中型車		大型車	
	(2トンクラス)	(4トンクラス)	(10トンクラス)	(20トンクラス)	(2トンクラス)	(4トンクラス)	(10トンクラス)	(20トンクラス)	(2トンクラス)	(4トンクラス)
10km	13,000	15,060	19,220	23,980	10km	12,280	14,290	18,380	22,990	トヨラー (20トンクラス)
20km	14,580	16,920	21,730	27,260	20km	13,800	16,080	20,830	26,180	トヨラー (20トンクラス)
30km	16,160	18,770	24,240	30,530	30km	15,320	17,870	23,270	29,370	トヨラー (20トンクラス)
40km	17,740	20,620	26,750	33,800	40km	16,840	19,660	25,710	32,560	トヨラー (20トンクラス)
50km	19,310	22,480	29,270	37,070	50km	18,350	21,450	28,160	35,750	トヨラー (20トンクラス)
60km	20,890	24,330	31,780	40,340	60km	19,870	23,250	30,600	38,940	トヨラー (20トンクラス)
70km	22,470	26,180	34,290	43,610	70km	21,390	25,040	33,040	42,130	トヨラー (20トンクラス)
80km	24,050	28,040	36,800	46,880	80km	22,910	26,830	35,490	45,320	トヨラー (20トンクラス)
90km	25,620	29,890	39,320	50,150	90km	24,420	28,620	37,930	48,510	トヨラー (20トンクラス)
100km	27,200	31,740	41,830	53,420	100km	25,940	30,410	40,370	51,700	トヨラー (20トンクラス)
110km	28,770	33,570	44,260	56,580	110km	27,460	32,170	42,740	54,770	トヨラー (20トンクラス)
120km	30,350	35,400	46,700	59,740	120km	28,970	33,930	45,100	57,850	トヨラー (20トンクラス)
130km	31,930	37,230	49,130	62,910	130km	30,480	35,690	47,460	60,930	トヨラー (20トンクラス)
140km	33,500	39,050	51,570	66,070	140km	32,000	37,450	49,830	64,000	トヨラー (20トンクラス)
150km	35,080	40,880	54,000	69,230	150km	33,510	39,210	52,190	67,080	トヨラー (20トンクラス)
160km	36,650	42,710	56,440	72,390	160km	35,020	40,980	54,560	70,160	トヨラー (20トンクラス)
170km	38,230	44,540	58,870	75,550	170km	36,540	42,740	56,920	73,230	トヨラー (20トンクラス)
180km	39,800	46,360	61,310	78,710	180km	38,050	44,500	59,290	76,310	トヨラー (20トンクラス)
190km	41,380	48,190	63,740	81,870	190km	39,560	46,260	61,650	79,390	トヨラー (20トンクラス)
200km	42,950	50,020	66,180	85,030	200km	41,080	48,020	64,010	82,470	トヨラー (20トンクラス)
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,140	3,620	4,800	6,220	200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,010	3,490	4,650	6,050	トヨラー (20トンクラス)
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	7,850	9,060	11,990	15,560	500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	7,530	8,730	11,640	15,130	トヨラー (20トンクラス)

標準的な運賃(距離制運賃表:九州・沖縄)



I 距離制運賃表

九州運輸局

I 距離制運賃表

車種別		(2トンクラス)	(4トンクラス)	(中型車)	(10トンクラス)	(大型車)	(トヨターラー (20トンクラス))	(トヨターラー (20トンクラス))	(4トンクラス)	(中型車)	(10トンクラス)	(大型車)	(トヨターラー (20トンクラス))
キロ程	キロ程												
10km	12,370	14,370	18,430	23,040	23,040	23,040	23,040	23,040	12,220	15,890	15,890	15,890	19,900
20km	13,890	16,160	20,870	26,230	26,230	26,230	26,230	26,230	13,070	17,060	17,060	17,060	21,430
30km	15,410	17,960	23,320	29,410	29,410	29,410	29,410	29,410	14,760	19,390	19,390	19,390	24,500
40km	16,930	19,750	25,760	32,600	32,600	32,600	32,600	32,600	14,000	16,450	16,450	16,450	27,560
50km	18,460	21,550	28,210	35,790	35,790	35,790	35,790	35,790	15,430	18,140	18,140	18,140	30,620
60km	19,980	23,340	30,650	38,980	38,980	38,980	38,980	38,980	16,850	19,830	19,830	19,830	33,680
70km	21,500	25,130	33,090	42,160	42,160	42,160	42,160	42,160	18,280	21,520	21,520	21,520	36,740
80km	23,020	26,930	35,540	45,350	45,350	45,350	45,350	45,350	19,700	23,210	23,210	23,210	39,800
90km	24,540	28,720	37,980	48,540	48,540	48,540	48,540	48,540	21,130	24,900	24,900	24,900	42,860
100km	26,070	30,520	40,430	51,720	51,720	51,720	51,720	51,720	22,550	26,590	26,590	26,590	45,920
110km	27,580	32,280	42,790	54,800	54,800	54,800	54,800	54,800	23,980	28,270	28,270	28,270	48,980
120km	29,100	34,050	45,160	57,880	57,880	57,880	57,880	57,880	25,400	29,930	29,930	29,930	51,930
130km	30,620	35,820	47,520	60,960	60,960	60,960	60,960	60,960	120km	26,810	31,590	42,570	54,870
140km	32,140	37,580	49,890	64,030	64,030	64,030	64,030	64,030	130km	28,230	33,250	44,830	57,820
150km	33,660	39,350	52,260	67,110	67,110	67,110	67,110	67,110	140km	29,650	34,910	47,080	60,770
160km	35,180	41,120	54,620	70,190	70,190	70,190	70,190	70,190	150km	31,070	36,570	49,330	63,710
170km	36,700	42,880	56,990	73,260	73,260	73,260	73,260	73,260	160km	32,490	38,230	51,590	66,660
180km	38,210	44,650	59,360	76,340	76,340	76,340	76,340	76,340	170km	33,900	39,890	53,840	69,600
190km	39,730	46,410	61,720	79,420	79,420	79,420	79,420	79,420	180km	35,320	41,540	56,090	72,550
200km	41,250	48,180	64,090	82,500	82,500	82,500	82,500	82,500	190km	36,740	43,200	58,340	75,490
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,020	3,500	4,660	6,050	6,050	6,050	6,050	6,050	200km	38,160	44,860	60,600	78,440
500kmを超えて500kmを増すごとに加算する金額	7,560	8,750	11,650	15,140	15,140	15,140	15,140	15,140	200kmを超えて10kmを増すごとに加算する金額	1,410	1,640	2,220	2,890

車種別		(2トンクラス)	(4トンクラス)	(中型車)	(10トンクラス)	(大型車)	(トヨターラー (20トンクラス))	(トヨターラー (20トンクラス))	(4トンクラス)	(中型車)	(10トンクラス)	(大型車)	(トヨターラー (20トンクラス))
キロ程	キロ程												
10km	12,370	14,370	18,430	23,040	23,040	23,040	23,040	23,040	12,220	15,890	15,890	15,890	19,900
20km	13,890	16,160	20,870	26,230	26,230	26,230	26,230	26,230	13,070	17,060	17,060	17,060	21,430
30km	15,410	17,960	23,320	29,410	29,410	29,410	29,410	29,410	14,760	19,390	19,390	19,390	24,500
40km	16,930	19,750	25,760	32,600	32,600	32,600	32,600	32,600	14,000	16,450	16,450	16,450	27,560
50km	18,460	21,550	28,210	35,790	35,790	35,790	35,790	35,790	15,430	18,140	18,140	18,140	30,620
60km	19,980	23,340	30,650	38,980	38,980	38,980	38,980	38,980	16,850	19,830	19,830	19,830	33,680
70km	21,500	25,130	33,090	42,160	42,160	42,160	42,160	42,160	18,280	21,520	21,520	21,520	36,740
80km	23,020	26,930	35,540	45,350	45,350	45,350	45,350	45,350	19,700	23,210	23,210	23,210	39,800
90km	24,540	28,720	37,980	48,540	48,540	48,540	48,540	48,540	21,130	24,900	24,900	24,900	42,860
100km	26,070	30,520	40,430	51,720	51,720	51,720	51,720	51,720	22,550	26,590	26,590	26,590	45,920
110km	27,580	32,280	42,790	54,800	54,800	54,800	54,800	54,800	23,980	28,270	28,270	28,270	48,980
120km	29,100	34,050	45,160	57,880	57,880	57,880	57,880	57,880	25,400	29,930	29,930	29,930	51,930
130km	30,620	35,820	47,520	60,960	60,960	60,960	60,960	60,960	120km	26,810	31,590	42,570	54,870
140km	32,140	37,580	49,890	64,030	64,030	64,030	64,030	64,030	130km	28,230	33,250	44,830	57,820
150km	33,660	39,350	52,260	67,110	67,110	67,110	67,110	67,110	140km	29,650	34,910	47,080	60,770
160km	35,180	41,120	54,620	70,190	70,190	70,190	70,190	70,190	150km	31,070	36,570	49,330	63,710
170km	36,700	42,880	56,990	73,260	73,260	73,260	73,260	73,260	160km	32,490	38,230	51,590	66,660
180km	38,210	44,650	59,360	76,340	76,340	76,340	76,340	76,340	170km	33,900	39,890	53,840	69,600
190km	39,730	46,410	61,720	79,420	79,420	79,420	79,420	79,420	180km	35,320	41,540	56,090	72,550
200km	41,250	48,180	64,090	82,500	82,500	82,500	82,500	82,500	190km	36,740	43,200	58,340	75,490
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,020	3,500	4,660	6,050	6,050	6,050	6,050	6,050	200km	38,160	44,860	60,600	78,440
500kmを超えて500kmを増すごとに加算する金額	7,560	8,750	11,650	15,140	15,140	15,140	15,140	15,140	200kmを超えて10kmを増すごとに加算する金額	1,410	1,640	2,220	2,890

標準的な運賃表(時間制運賃率・割増率等)



Ⅰ 時間制運賃表

(単位:円)

種別		車種別	小型車 (2ドアクラス)	中型車 (4ドアクラス)	大型車 (10ドアクラス)	トレーラー (20トントラス)	【特殊車両割増】	
基	8 時間制	局別					冷蔵車・冷凍車	
		北海道	31,100	37,260	48,530	61,290	2割	
基礎走行キロ 小型車は100km 130km	4 時間制	東北	29,970	36,050	47,170	59,670	【休日割増】	
		関東	39,060	45,790	57,900	72,440	日曜祝祭日に運送した距離に限る	
		北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470	2割	
		中部	35,710	42,130	53,700	67,370	【深夜・早朝割増】	
		近畿	35,580	42,040	53,710	67,430	午後10時から午前5時までに運送した距離	
		中国	32,420	38,640	49,950	62,950	2割	
		四国	30,700	36,800	47,960	60,590	【待機時間料】	
		九州	30,890	36,980	48,060	60,680	待機時間料	
		沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880	時間	
		北海道	18,660	22,360	29,120	36,780	車種別	
基礎走行キロ 小型車は50km 60km	4 時間制	東北	17,980	21,630	28,300	35,800	小型車 (2ドアクラス)	中型車 (4ドアクラス)
		関東	23,440	27,470	34,740	43,460		
		北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880	大型車 (10トントラス)	トレーラー ^(20トントラス)
		中部	21,430	25,280	32,220	40,420	(10トントラス)	(20トントラス)
		近畿	21,350	25,220	32,230	40,460	30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	30分を超える場合において30分までごとに発生する金額
		中国	19,450	23,180	29,970	37,770	1,670 円	1,750 円
		四国	18,420	22,080	28,780	36,350	1,870 円	2,220 円
		九州	18,530	22,190	28,840	36,410	VI 実費	V 積込料、取卸料、附帯業務料
		沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130	積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受	積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受
		北海道	280	340	510	710	VII 燃料サーチャージ	VIII その他
基礎走行キロを超すごとに は、10kmを増すごとに 基礎作業時間を超える場合 は、1時間制の場合は、ごとに (4時間制の場合であつた て、午前から午後にわたる 場合は、正午から起算した 時間により加算額を計算す る。)	5 時間制	東北	280	340	510	710	別に定めるとこりにより收受	この告示に定めるもののほか、この告示の施行に關し必要な事項は、別に定める。
		関東	280	340	510	720	VII 燃料サーチャージ	VIII その他
		北陸信越	280	340	510	710	有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受	この告示に定めるもののほか、この告示の施行に關し必要な事項は、別に定める。
		中部	280	340	510	710	VII 燃料サーチャージ	VIII その他
		近畿	280	340	510	710	有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受	この告示に定めるもののほか、この告示の施行に關し必要な事項は、別に定める。
		中国	280	340	510	710	VII 燃料サーチャージ	VIII その他
		四国	280	340	510	710	有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受	この告示に定めるもののほか、この告示の施行に關し必要な事項は、別に定める。
		九州	280	340	510	710	VII 燃料サーチャージ	VIII その他
		沖縄	280	340	510	710	有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受	この告示に定めるもののほか、この告示の施行に關し必要な事項は、別に定める。
		北海道	2,850	2,990	3,200	3,780	VII 燃料サーチャージ	VIII その他
額	6 時間制	東北	2,720	2,850	3,050	3,600	別に定めるとこりにより收受	この告示に定めるもののほか、この告示の施行に關し必要な事項は、別に定める。
		関東	3,820	4,000	4,280	5,060	VII 燃料サーチャージ	VIII その他
		北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820	有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受	この告示に定めるもののほか、この告示の施行に關し必要な事項は、別に定める。
		中部	3,430	3,590	3,850	4,550	VII 燃料サーチャージ	VIII その他
		近畿	3,400	3,560	3,810	4,510	有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受	この告示に定めるもののほか、この告示の施行に關し必要な事項は、別に定める。
		中国	3,020	3,160	3,390	4,000	VII 燃料サーチャージ	VIII その他
		四国	2,810	2,940	3,150	3,730	有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受	この告示に定めるもののほか、この告示の施行に關し必要な事項は、別に定める。
		九州	2,840	2,980	3,190	3,770	VII 燃料サーチャージ	VIII その他
		沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300	有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受	この告示に定めるもののほか、この告示の施行に關し必要な事項は、別に定める。
		北海道	2,850	2,990	3,200	3,780	VII 燃料サーチャージ	VIII その他